

地域共生社会の実現に向けた県の役割



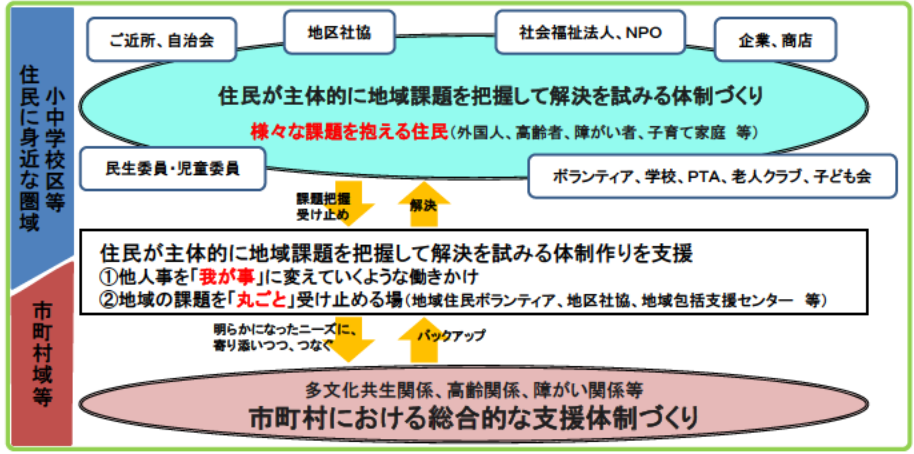
論点

- ①誰一人とり残さない「地域共生社会」をめざした「我が事・丸ごと」の地域づくりに向け、広域自治体である県として今後、どのような施策に重点的に取り組むべきか。また、取組を推進するうえで、考慮すべき視点は何か。
- ②特に外国人との共生や高齢者の社会参画について、考慮すべき視点は何か。

I 国の動き

- 「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定(H28.6)
 - ・支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会の実現を目指す。
 - ・元気で就労意欲にあふれ、豊かな経験と知恵を持っている高齢者がたくさんおられる。生涯現役社会を実現するため、定年引上げに向けた環境整備、就職支援を充実させる必要がある。
- 「出入国管理及び難民認定法」の改正(H31.4施行)
 - ・真に受け入れが必要と認められる人手不足の分野に着目し、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れるための新たな在留資格を創設する。

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりのイメージ ※厚生労働省(地域力強化検討会)資料から三重県作成



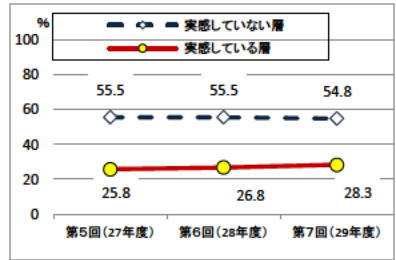
都道府県

「地域力強化検討会最終とりまとめ」(H29.9)での都道府県の役割
 ●単独の市町村では解決が難しい課題への支援体制の構築、都道府県域の独自施策の企画・立案、市町村への技術的助言

II 三重県の現状

(1) みえ県民意識調査から

・幸福実感指標のひとつ「性別や年齢、障がいの有無、国籍などにとらわれず、誰もが社会に参画できていると感じる県民の割合」について、実感していない層が過半数を占める。
 ・社会の中で、自分の居場所がないなど、生きづらさを感じている人が多く、支援を必要とする住民の抱える課題が多様で複雑化している。⇒社会的孤立、制度の狭間や複合的な課題を抱える人への対応が必要



(2) 三重の強み

- 多様性を尊重し、受け入れる素地、包容力をもつ
 - ・人種、宗派、世代を超えて、多様な価値観を尊重し、受け入れてきた地
- 都道府県初のダイバーシティ社会推進課の設置と、「ダイバーシティみえ推進方針〜ともに輝く、多様な社会へ〜」の策定(H29.12)



(3) めざす姿

- 「三重らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会」の実現 (H31年度三重県経営方針(案)より)

(4) 県の取組、計画等

①「地域福祉支援計画」「地方再犯防止推進計画」を平成31年度策定予定

- ・平成30年4月の社会福祉法の改正に伴い、地域共生社会の実現に向けて、県内全域で地域福祉をより一層推進していくため、「地域福祉支援計画」を策定予定
- ・あわせて、犯罪をした者等が、地域社会と関わりを持ちながら日常生活を営めるよう「地方再犯防止推進計画」を策定予定

②「三重県犯罪被害者等支援条例(仮称)」を制定(H31.4施行)予定

- ・犯罪被害者やそのご家族、ご遺族の声に耳を傾け、寄り添った支援を行うとともに、全ての県民や事業者等が一体となって、犯罪被害者等を支える社会を実現するため「三重県犯罪被害者等支援条例(仮称)」を制定予定

③障がい者との共生に向けた県の取組

4周年! 10万人!
 ステップアップカフェ「Cotti菜」の取組
 ・障がい者がいきいきと働く姿を企業や県民の皆さんに見ていただき、障がい者が働くことについて考え、理解を深めていただくことを目的に平成26年12月オープン
 平成30年10月に10万人達成!

《笑い》による共に生きる社会づくりプロジェクト
 ・障がいのある方もない方も互いに支え合う社会づくりをめざし、よしもとクリエイティブエージェンシー(株)との協働による「《笑い》による共に生きる社会づくりプロジェクト」を2020年度までの3か年で実施

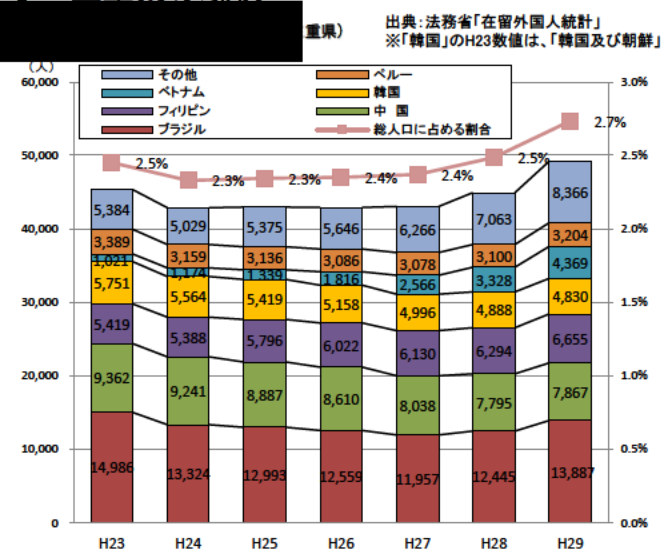
手話言語条例の制定(H29.4施行)

- ・聴覚障がいのあるにもかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全かつ安心して暮らせるよう、手話を使用しやすい環境整備等を推進(知事定例会見の手話通訳等)

- ・精神障がい当事者劇団わかば×よしもと芸人のふるさと劇団(コラボ新喜劇)
- ・アルコール関連問題啓発フォーラムでのよしもと芸人とのコラボ
- ・よしもと芸人を活用した障がい者スポーツ等の普及・啓発

2 外国人との共生について(参考データ等)

I 三重県の現状



人口に占める
在留外国人の割合
(上位10都府県)

順位	都道府県	割合%
1	東京	3.92
2	愛知	3.23
3	群馬	2.81
4	三重	2.73
5	大阪	2.59
6	岐阜	2.54
7	千葉	2.34
8	静岡	2.34
9	埼玉	2.29
10	神奈川	2.23

出典：法務省「在留外国人統計」
(H29末現在)。総務省「人口推計」(H29年10月現在)より、
三重県作成

II 三重県の取組

①外国人材の受入れ・共生のための総合的対応

国が進める「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」への対応について、教育、就労、医療、防災など広範な分野にわたる関係課で構成する調整会議を設置し、検討
→「三重県多文化共生社会づくり指針」の改定に反映

②外国人住民に対する生活支援

多言語ホームページ「Mie Info」での情報提供

三重県情報提供ホームページ「Mie Info」を開設し、生活情報や防災情報、イベント情報等をポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語および日本語で提供



医療通訳の育成支援

医師や看護師と外国人患者との意思疎通問題に対応するため、医療通訳に求められる知識、技術、倫理等を学ぶ研修会を開催し、外国人患者と医療従事者のコミュニケーションを手助けする医療通訳者を育成(平成30年事業終了後にはポルトガル語41人、中国語36人、スペイン語22人、フィリピン語12人)

災害時の支援

三重県国際交流財団との協定に基づき、大規模災害発生時に「みえ災害時多言語支援センター」を設置し、外国人住民を支援。また、センターや避難所などで活動できる人材を育成するため、語学サポーターを養成する研修を実施するとともに、図上訓練を実施。このほか、災害発生時に被災した外国人への支援がスムーズに行えるよう、避難所情報伝達キット(多言語表示やビクトグラム、用語集)を作成。

③外国人住民に対する就業支援

外国人労働者からの労働相談

外国人留学生を対象に、就活ノウハウ等を提供するセミナー、講座、専門家による個別相談会、インターンシップによる就職支援を行うとともに、採用意向のある企業を開拓

外国人を対象とした職業訓練

津高等技術学校の金属成形科において外国人を対象とした短期訓練(6か月)を開設し、溶接作業を中心とした金属板の加工技術を習得する職業訓練を実施

外国人受入企業への支援(平成31年度予算要求中)

外国人留学生の採用に関する事業者のニーズを調査するとともに、外国人留学生の採用・活用ノウハウ等を提供するセミナー、専門家による個別相談会を実施し、企業の受入体制整備を支援

④外国人児童生徒に対する教育支援

外国人児童生徒の受入体制整備への支援

外国語を話せる地域人材を活用した就学支援や、学校への受入後の適応指導や日本語指導など、外国人児童生徒が在籍する市町や学校での受入体制に係る取組を支援

巡回相談員*による学習支援

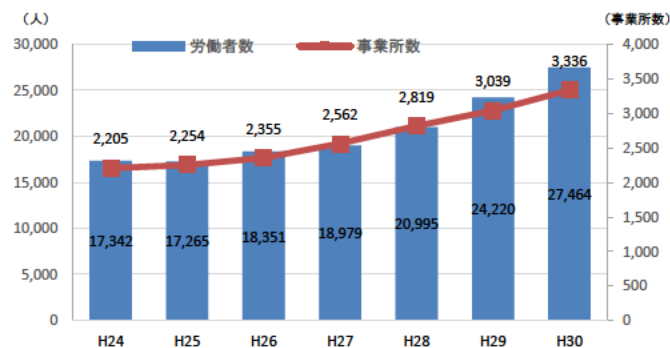
ポルトガル語、スペイン語およびタガログ語の巡回相談員を小中学校へ派遣し、外国人児童生徒が学ぶ楽しさを感じ、将来、社会の一員として共に生活し自己実現を果たすために必要な学習言語の習得や進路実現を支援

外国人生徒支援専門員*による進路相談等

高等学校に在籍する日本語指導が必要な外国人生徒が日本語を身に付け、社会の一員として社会的自立ができるよう、課外授業等の適応指導、生徒の進路相談、保護者の教育相談等に対応

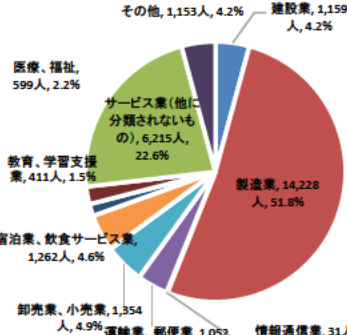
*三重県教育委員会で雇用

②外国人労働者数と外国人雇用事業所数の推移(三重県)



出典：厚生労働省『外国人雇用状況』の届出状況まとめ(H30年10月末現在)

産業別外国人労働者の割合(三重県)

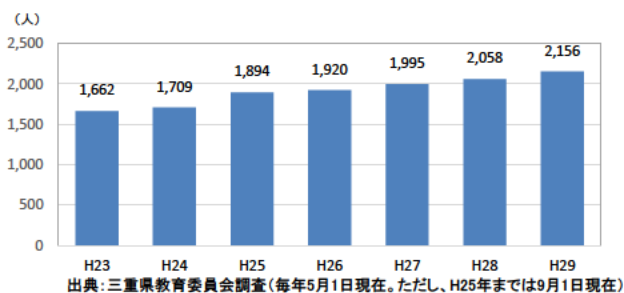


日本語指導が必要な児童生徒数(上位10都府県)

順位	都道府県	児童生徒数
1	愛知	7,277人
2	神奈川	3,947人
3	東京都	2,932人
4	静岡	2,673人
5	大阪	2,275人
6	三重	2,058人
7	埼玉	1,762人
8	千葉	1,489人
9	岐阜	1,300人
10	滋賀	1,059人

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」(H28年度)

③日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移(三重県)

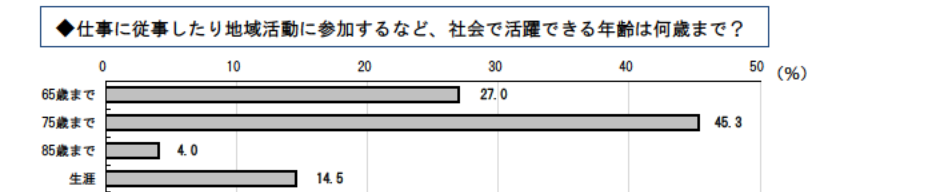
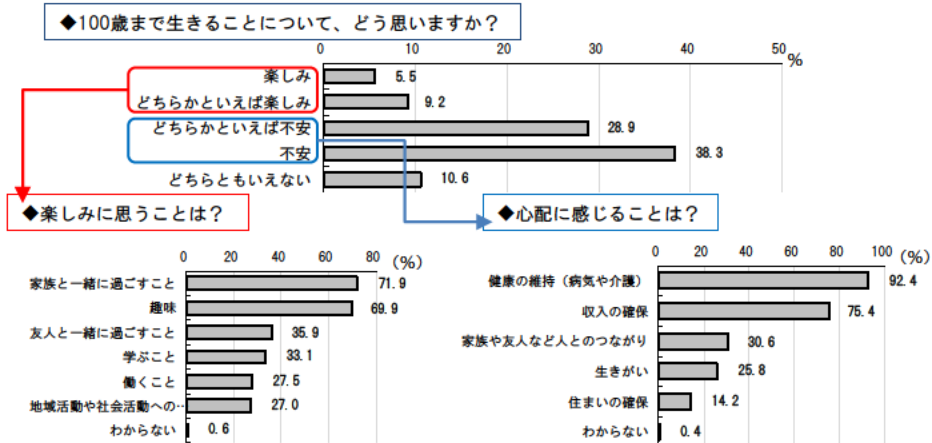


出典：三重県教育委員会調査(毎年5月1日現在。ただし、H25年までは9月1日現在)

3 高齢者の社会参画について(参考データ等)

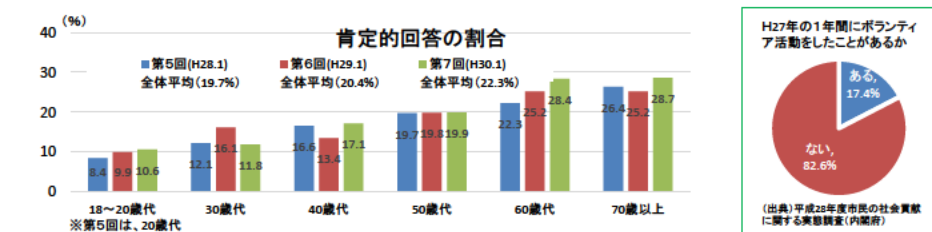
I 三重県の現状

①第7回みえ県民意識調査から (H30.1実施)

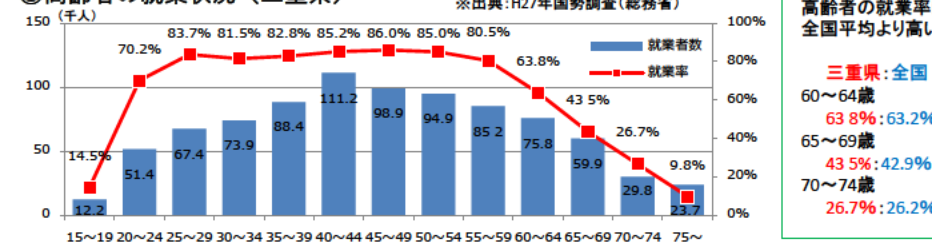


②第5～7回みえ県民意識調査から

◆NPO活動・ボランティア活動・市民活動などの地域をより良くするための活動に参加されていますか？(している・どちらかといえばしている・どちらかといえばしていない・していない・わからない)



③高齢者の就業状況(三重県)



II 三重県の取組

①介護助手制度(三重県老人保健施設協会がH27にスタート、今年度県でマニュアル策定中)

●地域の元気な高齢者を「介護助手」として育成、介護職場への就職を支援する仕組みを整備。

<目的>

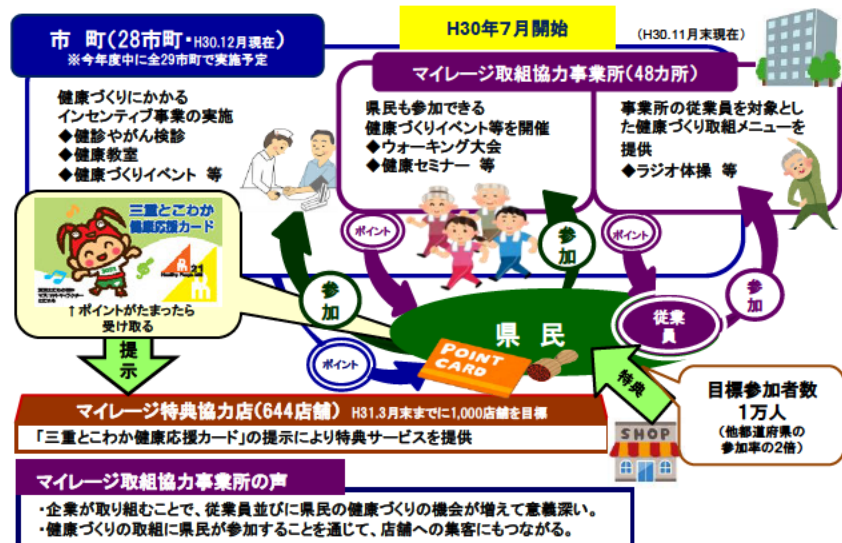
- ①介護人材の確保:介護職の労働環境の整備、介護職の専門職化
- ②高齢者の就労先:社会参加・自己実現に繋がる新たな就労先を確保
- ③介護予防:働きながら介護を学ぶ、自らも予防

→波及効果として、

- ◆特別養護老人ホームなど他施設への事業展開
- ◆他都道府県への広がり



②三重とこわか健康マイレージ事業



③三重とこわか県民健康会議(仮称)の設置

